

奈良県告示第四百八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月六日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
三郷町信貴山東（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県郡山土木事務所並びに三郷町役場総務課及び平群町役場都市建設課
三郷町勢野（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県郡山土木事務所及び三郷町役場総務課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。